

住宅改修費の給付について

1. 住宅改修を行うに当たっての遵守事項

- 1) 介護保険法などの住宅改修規定や、建築基準法などの建築関係の法規を守ること。
- 2) 部材メーカーの取り付け指定寸法等を守ること。
- 3) 被保険者の心身の状況、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修であること。

居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

(介護保険法施行規則 第七十四条)

2. 保険給付の対象となる住宅改修の種類と注意点等

1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。

注意事項	
手すりの形状	円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）も支給対象となります。握力がほとんどない場合や、しっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状、二段式、縦付け、横付け等適切なものを選択する。

2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

注意事項	
上がり框 段差緩和	上がり框の段差の緩和のため、上がり框を二段にする工事、持ち運びが容易でない式台の設置については、床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。持ち運びが容易な式台の設置は対象外となります。
段差の 解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにするためのスロープを設置する工事は、段差の解消として支給対象となります。玄関ではなく掃出し窓等にスロープを設置する工事も、玄関にスロープを設置する場合と同様に対象となります。また、スロープは段差の解消として、スロープから先の道路までの通路の設置は通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となります。
段差 解消機等 の設置	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修の支給対象外となります。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。
浴室の 段差 解消工事	浴室内すのこは特定福祉用具の入浴補助用具に該当するので、床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。

3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

注意事項	
材料の変更	畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む）への変更や板製床材等から畳敷への変更について、居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、変更（改修）についても支給対象となります。
材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。また、路盤の整備は付帯工事として支給対象となります。
床材の表面加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）をする場合、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合、階段に滑り止めのゴムを付ける場合、床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意をお願いします。

4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替にあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、介護保険法に基づく保険給付の対象とならないものである。

注意事項	
取替	既存の引き戸を取り替える場合は、「既存の引き戸が重く開閉が容易でない」等の理由があれば支給対象になります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。
変更等	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となります。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は介護保険法に基づく保険給付の対象とならないものである。

注意事項	
改修工事	<p>リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、洋式便器をかさ上げする工事などが支給の対象となります。</p> <p>また、補高便座を用いて座面の高さを高くする場合や、和式便器の上に置いて腰掛け式に変換する場合は、住宅改修ではなく、腰掛け便座（便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。</p>
取替工事	<p>便座の高さが高い新しい洋式便器に取り替える場合は、「高齢者に適した高さにするために取り替える」という適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象となります。</p> <p>和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は、洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることから「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合も住宅改修の支給対象になります。</p> <p>ただし、既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためであることから、洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外となります。</p>

6) その他、住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

以下のものが考えられる。

- ① 手すりの取付けのための壁の下地補強
- ② 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ③ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④ 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ⑤ 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

3. 保険給付の対象について（厚生労働省 Q&A から抜粋）

一時的に身を寄せている住宅の改修費（要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合）

介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。

家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。

新築工事の竣工日以降の改修工事

住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを設置する場合は、住宅改修の支給対象となる。

賃貸アパート共用部分の改修費用

一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとするが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。

しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。

分譲マンションの廊下などの共用部分は、賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。

賃貸住宅退去時の改修費用

賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は、住宅改修の支給対象とはならない。

入院（入所）中の住宅改修

入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱い差し支えない。